

静岡県人事委員会は、在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則7-1292

在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第11条の6、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第12条の6及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第11条の11の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(在宅勤務等の場所)

**第2条** 給与条例第11条の6第1項、教職員給与条例第12条の6第1項及び警察職員給与条例第11条の11第1項の人事委員会規則で定める場所は、任命権者が適当と認める場所とする。

(正規の勤務時間から除かれる時間)

**第3条** 給与条例第11条の6第1項、教職員給与条例第12条の6第1項及び警察職員給与条例第11条の11第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は給与条例第15条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び職務に専念する義務を免除された時間並びに前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1か月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

**第4条** 給与条例第11条の6第1項、教職員給与条例第12条の6第1項及び警察職員給与条例第11条の11第1項の人事委員会規則で定める期間は、3か月とする。

(確認)

**第5条** 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第11条の6第1項、教職員給与条例第12条の6第1項及び警察職員給与条例第11条の11第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

**第6条** 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。

(支給期間等)

**第7条** 職員が新たに給与条例第11条の6第1項、教職員給与条例第12条の6第1項及び警察職員給与条例第11条の11第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。